

第3章 環境影響評価項目の選定等

3. 環境影響評価項目の選定等

3.1 環境影響要因の抽出

環境影響評価の予測及び評価にあたっては、対象事業の計画内容、事業区域及びその周辺の環境特性、地域特性を考慮し、事業実施に伴う環境影響要因（環境影響が想定される行為）を抽出のうえ、環境影響の予測及び評価を実施する項目を選定した。

環境影響要因の抽出結果は、表 3.1-1に示すとおりである。

表 3.1-1 環境影響要因の抽出

対象時期	環境影響要因の抽出結果	
工事中	建設機械の稼働	
	工事用車両の走行	
	工事の影響	
	列車（仮線）の走行	
供用時	施設の存在	掘割構造
		地下構造
		駅舎の存在
	施設の供用	列車の走行
		踏切の除去

3.2 環境影響評価項目の選定

本事業の環境影響要因と環境影響評価項目の関連表は表 3.2-1に、選定等の理由は表 3.2-2(1)～(6)に示すとおりである。

表 3.2-1 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境影響要因 環境影響評価項目		工事中				供用時				
		建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	列車（仮線）の走行	施設の存在			施設の供用	
						掘削構造	地下構造	駅舎の存在	列車の走行	踏切の除去
地球環境	温室効果ガス								×	●
大気	大気質	●	●							
	悪臭									
	上記以外の大気環境要素									
水	水質			×		×	×			
	水温									
	底質									
地盤	地下水位			●		●	●			
	地盤沈下			●		●	●			
	変状			●		●	●			
土壌汚染	土壌汚染			●						
騒音・振動・低周波音	騒音	●	●		●				×	
	振動	●	●		●				×	
	低周波音								×	
廃棄物等	一般廃棄物									
	産業廃棄物			●						
	建設発生土			●						
水象	水量・流量・流出量									
	湧水									
	潮流									
	上記以外の水環境要素									
生物	植物									
	動物									
	生態系									
緑	緑の質									
	緑の量									
人と自然とのふれあい活動の場	人と自然とのふれあい活動の場			×		×				
歴史的文化的遺産	歴史的文化的遺産									
景観	景観、圧迫感							●		
構造物の影響	日照阻害							×		
	テレビ受信障害							×	×	
	風害							×		
コミュニティ施設	コミュニティ施設			×		×				
地域交通	交通安全、交通混雑		●							●
	地域分断			×		×				
	土砂流出									
地形・地質	崩壊									
	斜面安定									
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等									

注：■は「川崎市環境影響評価等技術指針」（別表－7－10）に記載の参考項目。

● は選定した項目。

× は非選定の項目。

表 3.2-2 (1) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 (有○、無-)	現況の概要	選定理由、または、 選定しない理由
地球環境	温室効果ガス	○	事業区域は、そのほとんどが現状の京浜急行大師線の路線となっている。事業区域周辺は、北側には主に軽工業用地や運搬施設用地が、東側、南側、西側には主に住宅用地等がみられ、著しい温室効果ガス発生の原因となる施設はない。	【供用時】 平面構造から地下構造及び掘割構造への変更であり、列車の走行自体の温室効果ガスの変化は少ない。一方で、自動車交通については、踏切の除去に係る交通の緩和が、温室効果ガスの排出削減に貢献することが考えられる。したがって、予測評価項目として選定する。
	大気質	○	事業区域は、現状の京浜急行大師線の路線となっており、大気質に著しい影響を及ぼす施設は存在しない。 事業区域周辺の大気質の測定地点として、一般局である大師測定局と自排局である池上測定局における令和6年度の測定結果は下表に示すとおりであり、いずれの項目についても環境基準を達成している。	【工事中】 建設機械の稼働及び工事用車両の走行による大気質への影響(NO ₂ 、SPMの発生)が考えられる。したがって、評価項目として選定する。 【供用時】 本事業では、「大気汚染防止法」に規定される「ばい煙発生施設」、「一般粉じん発生施設」や「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定される「排煙発生施設」等の指定施設は設置しない。したがって、評価項目として選定しない。
大気	悪臭	-	事業区域は、そのほとんどが現状の京浜急行大師線の路線となっており、著しい悪臭を発生させる施設等は存在しない。また、事業区域周辺は、北側には主に軽工業用地や運搬施設用地が、東側、南側、西側には主に住宅用地等がみられ、著しい悪臭は感知されない。	【工事中】 工事中は、塗装工事等において、材料及び施工方法を検討し、できる限り悪臭の発生抑制に努める計画である。したがって、評価項目として選定しない。 【供用時】 供用時に、著しい悪臭を生じさせる要因はない。したがって、評価項目として選定しない。
	上記以外の大気環境要素	-	事業区域は、そのほとんどが現状の京浜急行大師線の路線となっている。事業区域周辺は、北側には主に軽工業用地や運搬施設用地が、東側、南側、西側には主に住宅用地等がみられ、上記以外の大気環境要素に係る物質を発生させる施設等はない。	工事中及び供用時には、上記以外の大気環境要素に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。
	水質	-	事業区域及びその周辺の水象の状況は、主要な河川として事業区域の北側に一級河川である多摩川が位置している。 事業区域周辺の公共用水域水質測定地点である多摩川(大師橋)のpH、BOD、SS及びDOの測定結果をみると、いずれの項目も過去5年間(令和元~令和5年度)にわたって河川B類型の環境基準に適合している。 事業区域及びその周辺に湧水及び海域は存在しない。	【工事中】 工事中の排水は、公共下水道(合流式)に放流することから、公共用水域や地下水への水質に著しい影響を及ぼす要因はない。したがって、評価項目として選定しない。 【供用時】 供用時における事業区域からの排水は、公共下水道(合流式)に放流する。したがって、評価項目として選定しない。
水	水温	-		【工事中】 工事中は、公共用水域の水温に影響を及ぼす要因はない。したがって、評価項目として選定しない。 【供用時】 供用時は、冷排水及び温排水を排出する施設はない。したがって、評価項目として選定しない。

表 3.2-2(2) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 (有○、無-)	現況の概要	選定理由、または、 選定しない理由
水	底質	-	<p>事業区域及びその周辺の水象の状況は、主要な河川として事業区域の北側に一級河川である多摩川が位置している。</p> <p>事業区域周辺の公共用水域水質測定地点である多摩川（大師橋）の pH、BOD、SS 及び DO の測定結果をみると、いずれの項目も過去 5 年間（令和元～令和 5 年度）にわたって河川 B 類型の環境基準に適合している。</p> <p>事業区域及びその周辺に湧水及び海域は存在しない。</p>	<p>【工事中】</p> <p>本事業では、公共用水域の底質に影響を及ぼす要因はない。したがって、評価項目として選定しない。</p> <p>【供用時】</p> <p>供用時は、雨水による軌道跡地からの排水や駅部から排水が発生するものの、公共下水道（合流式）へ放流する計画であり、底質に影響を及ぼす要因はない。したがって、評価項目として選定しない。</p>
地盤	地盤沈下	○	<p>事業区域は、そのほとんどが現状の京浜急行大師線の路線となっており、地下水の汲み上げを行う施設は存在しない。</p> <p>事業区域周辺における令和 2～令和 6 年度の水準基準の変動は、環境省が地盤沈下の監視目安としている年間沈下量 20mm 以上に対し、-5.1～+6.4mm となっており、いずれの地点においてもこれを下回っている。</p> <p>川崎大師駅付近は、地面から地下約 38m まで砂やシルトを主体とする地盤となっており、約 38m から約 42m までは軟岩や礫が主体の固い地盤が存在している。孔内水位は 2.5m である。</p>	<p>【工事中】</p> <p>本事業では、大規模な地下掘削を伴う工事を行うことから、地盤への影響が考えられる。したがって、評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】</p> <p>供用時は、地下構造物が存在することから、地盤への影響が考えられる。したがって、評価項目として選定する。</p>
	地下水位	○		
	変状	○		
土壌汚染	土壌汚染	○	<p>事業区域において、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定されている区域、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく汚染区域は確認されていない。</p>	<p>【工事中】</p> <p>土地の改変を行う場所については、必要に応じて土壌調査を行い、汚染の有無について確認する。したがって、評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】</p> <p>本事業では、「土壌汚染対策法」及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定される特定有害物質は使用しない。したがって、評価項目として選定しない。</p>

表 3.2-2(3) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 (有○、無-)	現況の概要	選定理由、または、 選定しない理由
騒音・振動・低周波音	騒音	○	事業区域及びその周辺の主な騒音及び振動の発生源としては、現状の京浜急行大師線の路線及び一般国道 409 号の道路交通等があげられる。 また、地下での鉄道の供用を開始している小島新田駅～東門前駅間では、工事中・供用時において低周波音に関する苦情等は寄せられていない。かつ、事業区域及びその周辺に著しい低周波音を発生させる恐れのある施設等は存在しない。	【工事中】 建設機械の稼働及び工事用車両の走行及び仮線の列車の走行による騒音への影響が考えられる。したがって、予測・評価項目として選定する。 【供用時】 平面構造から地下構造及び掘割構造への変更となり、地下から地上部に繋がる坑口が出現するが、既存の坑口の騒音測定により、著しい音の発生は確認されていない（資料編(資料 4-5、資-71 ページ参照)）。また、坑口以外の区間に伴う騒音も地下化に伴い低減する。したがって、評価項目として選定しない。
	振動	○		【工事中】 建設機械の稼働及び工事用車両の走行及び仮線の列車の走行による振動への影響が考えられる。したがって、予測・評価項目として選定する。 【供用時】 平面構造から地下構造及び掘割構造への変更であり、列車の走行による振動に著しい影響を与える要因はない。したがって、評価項目として選定しない。
	低周波音	-		【工事中及び供用時】 工事中及び供用時に、著しい低周波音を生じさせる要因はないことから、評価項目として選定しない。
廃棄物等	一般廃棄物	-	事業区域は、そのほとんどが現状の京浜急行大師線の路線となっており、発生する廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて適正に処理及び処分されている。	【供用時】 本事業で発生する一般廃棄物は、現状と同じように集積場へ移動し、分別のうえ保管する。これらは、川崎市の許可を受けた業者に収集・運搬を委託し、事業系一般廃棄物として適正に処理する計画である。したがって、評価項目として選定しない。
	産業廃棄物	○		【工事中】 建設工事により産業廃棄物が発生するため、その影響が考えられる。したがって、予測・評価項目として選定する。 【供用時】 駅舎の存在により瓶や缶、切符等の産業廃棄物は発生するが、現状と同じように川崎市の許可を受けた業者に収集・運搬を委託し、産業廃棄物として適正に処理する計画である。したがって、予測・評価項目として選定しない。
	建設発生土	○	事業区域は、そのほとんどが現状の京浜急行大師線の路線となっており、建設発生土が発生する施設等は存在しない。	【工事中】 建設工事により建設発生土が発生するため、その影響が考えられる。したがって、予測・評価項目として選定する。

表 3.2-2 (4) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 (有○、無-)	現況の概要	選定理由、または、 選定しない理由
水象	水量・流量 ・流出量	-	事業区域及びその周辺の水象の状況は、主要な河川として事業区域の北側に一級河川である多摩川が位置している。	【工事中及び供用時】 工事中の排水及び、供用中の雨水による路面からの排水や駅部から排水については、公共下水道（合流式）へ放流する計画であり、水量、流量、流出量及び海域の潮流に影響を及ぼす要因はない。したがって、評価項目として選定しない。
	湧水	-	事業区域及びその周辺に湧水は確認されていない。また、事業区域に生活用水供給井戸は存在しない。	【工事中及び供用時】 事業区域に湧水は存在せず、本事業では工事中及び供用時ともに地下水の揚水はない。したがって、評価項目として選定しない。
	潮流	-	事業区域及びその周辺に海域は存在しない。	【工事中及び供用時】 事業区域及びその周辺には海域は存在しない。したがって、評価項目として選定しない。
	上記以外の水環境要素	-	事業区域は、そのほとんどが現状の京浜急行大師線の路線となっており、上記以外の水環境要素に影響を及ぼす要因はない。	【工事中及び供用時】 本事業では、上記以外の水環境要素に影響を及ぼす要因はない。したがって、評価項目として選定しない。
生物	植 物	-	事業区域及びその周辺では、北側に流れる多摩川の河川敷に緑地がみられ、「多摩川 河川水辺の国勢調査」によると、スギナやミゾソバ等の植物種が確認されており、重要種としてはシオクグ等が確認されている。一方、動物種では、ヒドリガモ、アオサギ等の鳥類やボラ等の魚類が確認されており、重要種としては、鳥類のオオジュリン等、魚類のマルタ、メナダ等が確認されている。 なお、事業区域内においては絶滅危惧種等の重要種は確認されていない。	【工事中及び供用時】 工事中及び供用時ともに植物・動物の生育環境に著しい影響を与える要因はない。したがって、評価項目として選定しない。
	動 物	-		
	生態系	-		
緑	緑の質	-	事業区域は、そのほとんどが現状の京浜急行大師線の路線となっており、公園緑地等は存在しない。 事業区域の最寄りの公園としては、事業区域の北側に中瀬第2公園が、事業区域南側に大師西町公園が存在する。これらの公園内は緑化地が整備されているものの、植物相は乏しい状況である。	【工事中及び供用時】 本事業は鉄道を地下化するものであり、緑の質や量を大きく損なうものではない。したがって、評価項目として選定しない。
	緑の量	-		
人と自然とのふれあい活動の場	人と自然とのふれあい活動の場	-	事業区域は、そのほとんどが現状の京浜急行大師線の路線となっており、人と自然とのふれあい活動の場は存在しない。 事業区域の北側に多摩川が存在している。	【工事中及び供用時】 工事中及び供用時において、人と自然とのふれあい活動の場に著しい影響を及ぼす要因はない。したがって、評価項目として選定しない。

表 3.2-2 (5) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 (有○、無-)	現況の概要	選定理由、または、選定しない理由
歴史的文化的遺産	歴史的文化的遺産	-	<p>事業区域の南側にある明長寺及び平間寺には、国指定重要文化財及び市指定文化財が存在する。</p> <p>また、国登録有形文化財である川崎河港水門や、市重要歴史記念物である弘法大師道標は、川崎市景観計画において景観資源に指定されている。</p> <p>なお、事業区域及びその周辺には、周知の埋蔵文化財包蔵地及びその他の文化財は存在しない。</p>	<p>【工事中及び供用時】</p> <p>事業区域周辺には、周知の埋蔵文化財包蔵地、史跡・指定文化財及びその他の文化財は存在しない。したがって、評価項目として選定しない。</p>
	景観	○	<p>事業区域は、そのほとんどが現状の京浜急行大師線の路線となっている。また、事業区域周辺は、北側には主に軽工業用地や運搬施設用地が、東側、南側、西側には主に住宅用地等が存在しており、近隣の川崎大師表参道・仲見世地区は都市景観形成地区に指定されている。</p>	<p>【供用時】</p> <p>駅舎が地下及び地上構造のため、景観への影響が考えられる。したがって、予測・評価項目として選定する。ただし、駅舎の最高高さは、周辺建物高さと同程度であることから、圧迫感は予測・評価項目として選定しない。</p>
	圧迫感	-		
構造物の影響	日照阻害	-	<p>事業区域は、そのほとんどが現状の京浜急行大師線の路線となっている。また、事業区域周辺は、北側には主に軽工業用地や運搬施設用地が、東側、南側、西側には主に住宅用地等が存在している。</p>	<p>【供用時】</p> <p>駅舎については、最高高さは約13m(3階建の住居高さ相当)となり、現状と同様に地上部は2階建となる。</p> <p>加えて、2階建部分は建屋の一部の設置となり限定的であること、周辺建物の高さと同程度以下であること、日影が生じる東、北、南側方向の最寄り住居までの距離が50m以上離れていることから、周辺への日照阻害の影響は大きくないと考える。したがって、評価項目として選定しない。</p>
	テレビ受信障害	-		<p>【供用時】</p> <p>駅舎については、最高高さは約13m(3階建の住居高さ相当)となり、現状と同様に地上部は2階建となる。</p> <p>加えて、2階建部分は建屋の一部の設置となり限定的であること、周辺建物の高さと同程度以下であることから、周辺へのテレビ受信障害の影響はないと考える。したがって、評価項目として選定しない。</p>
	風害	-		<p>【供用時】</p> <p>駅舎の最高高さは約13m(3階建の住居高さ相当)となり、また近隣には、駅舎よりも高い集合住宅やビルも存在し、駅舎の建設によって風害が生じる可能性は低い。したがって、評価項目として選定しない。</p>
コミュニティ施設	コミュニティ施設	-	<p>事業区域は、そのほとんどが現状の京浜急行大師線の路線となっており、コミュニティ施設は存在しない。</p> <p>事業区域周辺のコミュニティ施設としては、川崎市立川中島小学校及びプラザ大師等が存在している。</p>	<p>【供用時】</p> <p>本事業は、周辺の教育施設や集会施設等のコミュニティ施設の利用に影響を及ぼす要因はない。したがって、評価項目として選定しない。</p>

表 3.2-2 (6) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 (有○、無-)	現況の概要	選定理由、または、 選定しない理由
地域交通	交通安全、 交通混雑	○	事業区域へ至る主要道路としては一般国道409号がある。なお、一般国道409号は、西側約1.1kmの地点で一般国道15号と交差している。 事業区域及びその周辺の主要道路である一般国道409号における令和3年度の道路交通センサス調査結果は、事業区域最寄りの川崎区中瀬3-20において、昼間12時間交通量が12,130台、昼間12時間大型車混入率が28.5%となっている。	【工事中】 工事用車両の走行による地域交通への影響が考えられる。したがって、評価項目として選定する。 【供用時】 本事業では、踏切の除去により地域交通の混雑度の改善に貢献することが考えられる。したがって、予測評価項目として選定する。
	地域分断	-		【工事中及び供用時】 工事期間中は、仮道を通すことで、現在の道路の通行形態に大きな変化を生じさせない計画であるため、工事中及び供用時に地域分断を生じさせる要因はない。したがって、評価項目として選定しない。
地形・地質	土砂流出	-	事業区域は人工地形である盛土地となっており、事業区域の北側を流れる多摩川沿いには河原が、事業区域南側には低地の微高地である自然堤防が分布している。 事業区域の地質は、泥を主とする低湿地堆積物となっている。事業区域の北側には泥を主とする低湿地堆積物が、事業区域南側には泥を主とする低湿地堆積物のほか、砂を主とする自然堤防及び砂州堆積物が分布している。	【工事中及び供用時】 本事業は、平坦な地形に鉄道を地下化するものであり、地形・地質に著しい影響を及ぼす要因はない。したがって、評価項目として選定しない。
	崩壊			
	斜面安定			
安全	火災、爆発、 化学物質の漏洩等	-	事業区域は、そのほとんどが現状の京浜急行大師線の路線となっており、高圧ガス、有害化学物質等を取扱う施設等は存在しない。	【工事中】 危険物等の貯蔵及び取扱いはないことから、安全に影響を及ぼす要因はない。したがって、評価項目として選定しない。 【供用時】 本事業では、火災、爆発、化学物質の漏洩の要因となる行為及び施設はないことから、評価項目として選定しない。

3.3 環境配慮項目

3.3.1 環境配慮項目の選定

事業計画の内容と周辺地域の環境特性及び地域特性を考慮し、表 3.3-1に示すとおり環境配慮項目を選定した。

表 3.3-1 環境配慮項目の選定

環境配慮項目	項目の選定	選定理由、または、選定しない理由
有害化学物質	—	本事業は現在の鉄道を地下化するものであり、有害化学物質を使用しないことから、環境配慮項目として選定しない。
放射性物質	—	本事業は現在の鉄道を地下化するものであり、放射性物質を使用しないことから、環境配慮項目として選定しない。
電磁波・電磁界	—	本事業は現在の鉄道を地下化するものであり、人への影響が懸念される強い電磁波・電磁界を発生させる施設設置の計画はないことから、環境配慮項目として選定しない。
光害	—	本事業は現在の鉄道を地下化するものであり、周辺の生活環境に影響を及ぼす照明を行う計画はないことから、環境配慮項目として選定しない。
地震時等の災害	○	事業区域は軟弱地盤上に位置しており、ボーリングデータを踏まえた耐震設計を行うものの、地震時等の災害の発生時における配慮が求められることから、環境配慮項目として選定する。
生物多様性	—	本事業は現在の鉄道を地下化にするものであり、生物多様性の保全に影響を及ぼす計画はないことから、環境配慮項目として選定しない。
地球温暖化対策	○	工事中及び供用時において、エネルギー使用による二酸化炭素等が排出されるため、環境配慮項目として選定する。
気候変動の影響への適応	○	事業区域の付近には多摩川が流れており、近年の気候変動の影響を受けた水害の発生が懸念されることから、環境配慮項目として選定する。
酸性雨	—	本事業は現在の地下化するものであり、工事中及び供用時における酸性雨の起因物質（硫黄酸化物、窒素酸化物等）の著しい発生はないため、環境配慮項目として選定しない。
資源	○	工事中において、資源の有効利用への配慮が求められるため、環境配慮項目として選定する。

注) ○：選定した項目、—：選定しない項目

3.3.2 環境配慮方針

選定した環境配慮項目の環境配慮方針は、表 3.3-2に示すとおりである。

表 3.3-2 環境配慮方針

選定した環境配慮項目	環境配慮方針	
	工事中	供用時
地震時等の災害	—	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性の確保に努める。 災害発生時の利用者の安全の確保を図る。
地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械及び工事用車両について、アイドリングストップ等のエコドライブの実施をはじめとする効率的な使用等により、温室効果ガスの低減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 新設する駅舎に断熱材を使用して断熱性能を向上することで、省エネルギー化を図り地球温暖化の抑制に努める。 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づき、太陽光パネルを設置することで、温室効果ガスの排出削減に努める。
気候変動の影響への適応	—	<ul style="list-style-type: none"> 施設の状況に応じた浸水防止設備及び必要な排水量に応じた排水設備を設ける。
資源	<ul style="list-style-type: none"> 建設資材の有効利用、再利用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 水資源の有効利用を図る。 構造物の長寿命化について検討する。